

公 告

令和8年7月10日
愛知県知事 大 村 秀 章

記

1 農地の所在等

所 在	地 目	面積(㎡)	所有者等の情報
豊橋市植田町字池堀田59	田	495	鈴木 和義
計 1		495	

2 農地を利用する権利の内容等

始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額	借賃に相当する補償金の 支払の方法
令和8年12月 25 日	10年	4,950 円 【年1,000 円/10a】	名古屋法務局豊橋支局に供託

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(名 称) 公益財団法人 愛知県農業振興基金
(代表者氏名) 理事長 犬飼 峰宏
(所 在 地) 名古屋市中区錦三丁目 3 番 8 号

4 補償金の支払いの方法

農地を利用する権利の始期までに名古屋法務局豊橋支局に補償金を供託してください。

5 補償金の還付について

農地の所有者等は名古屋法務局豊橋支局において、補償金の還付を受けることができる。